

令和元年度

第3回岡山市男女共同参画専門委員会要旨

- 1 日 時 令和2年2月7日（金）午後3時～午4時30分
- 2 場 所 市役所本庁舎3階 第1会議室
- 3 出席委員 中塚委員長、貝原副委員長、小松委員、角田委員、高田委員、日笠委員、藤田委員
光岡委員
- 4 出席職員 中西市民協働局市民協働部部長
（市民協働局市民協働部女性が輝くまちづくり推進課）
岩井課長、河本課長補佐、奥野参事監、高村主査、多田副主査
（保健福祉局保健福祉部介護保険課）
江口課長、関主任
行正市民協働局市民協働部人権担当部長
- 5 傍聴者 1名
- 6 議 事
 - （1）岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第2項の適用審査について
 - （2）岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第3項運用基準適用について（報告）
 - （3）「第4次さんかくプラン」年次報告書（令和元年度）について
 - （4）その他
- 7 配付資料
 - 資料 1 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第2項の適用に係る審査票（第19条第3項運用基準適用）【介護認定審査会】
 - 資料 2 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第2項の適用に係る審査票（第19条第3項運用基準適用）【岡山市防災会議】
 - 資料 3 「第4次さんかくプラン」年次報告書（令和元年度）（案）
 - 資料 4 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第2項の適用に係る審査票【介護認定審査会】

※ 当日配付資料

 - ・ 「岡山市パートナーシップ宣誓制度の考え方」（案）（女性が輝くまちづくり推進課）
 - ・ 広報連絡＜市長記者会見資料＞「岡山市パートナーシップ宣誓制度」の導入について（令和2年2月7日資料提供）
 - ・ 「性的マイノリティに関する市民意識調査報告書」概要版（市民協働局市民協働部人権推進課作成）
 - ・ パートナーシップ宣誓制度の他都市の実施状況について
- 8 会議の状況
 - 議題 1 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第2項の適用審査について

資料4により、江口保健福祉局保健福祉部介護保険課長から説明。

 - ・ 女性の登用に積極的な団体はもとより、登用が困難な団体に対しても条例の主旨の理解を求め女性の推薦に配慮をいただくよう書面等で依頼した。

- ・医師会連合会等に対しても、推薦依頼を行う直前の会合の場において女性委員の積極的な推薦をお願いした。
- ・女性の登用が見込まれる薬剤師会にも働きかけ、現在、介護認定審査に前向きな女性を候補者として4名確保していただいている。今後は解職が出た段階で調整していくことになるが、審査会についての研修会等を随時開催し、認知度の向上を図っていく。他団体にも同様の働きかけを行っていきたいと考えている。
- 主な意見
 - ・任期満了に伴い改善に向けて努力しており、薬剤師会においては女性委員候補者が確保される体制が整ってきているなど、今後に期待したい。

議題 2 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第19条第3項運用基準適用について（報告）

資料1、資料2により、「岡山市介護認定審査会」「岡山市防災会議」について事務局から説明。正副委員長に承認いただいたことを報告。

- 主な意見
 - ・特になし

議題 3 「第4次さんかくプラン」年次報告書（令和元年度）について

資料3により、前回の年次報告書案からの修正部分について事務局から説明。

- 主な意見を受けての修正点
 - ・ P.11 【指標A】 令和元年度現状値の説明 上から2行目 名⇒人
 - ※ P.23 【指標G】 令和元年度現状値の説明 上から2行目についても同様に修正
 - ・ P.14 【指標B】 下から2行目
男女共同参画推進週間（さんかくウイーク）について⇒男女共同参画推進週間（さんかくウイーク）を通して
 - ・ P.15 【指標C】 上から4行目 危険⇒危険性
 - ・ P.25 【指標G】 上から2行目
中学生が65.7%しかいないが、徐々に増えてきている⇒中学生は徐々に増えてきているものの65.7%にとどまっている。
 - ・ P.25 【指標H】 上から1行目 3年度⇒3か年度
- 以上の点を踏まえ、最終的に正副委員長が確認して最終案とする。

議題 4 その他

当日配付資料により「岡山市パートナーシップ宣誓制度」について、事務局から説明。

- ・今回、導入を決断した経緯について
数年前から性の多様性に対する意識の高まりがあり、市議会でも質問が出ていた。昨年度のさんかく条例改正にあたって、パートナーシップ宣誓制度の導入についての議論があったが、その時点では市民の感覚がそこまでいっているのか測り切れず、啓発や職員研修を含めて環境づくりに努め、市民の意識の醸成を図りながら見極めていくこととする、と判断していた。
昨年8月に人権推進課が「性的マイノリティに関する市民意識調査」を実施した結果から、特に「性的マイノリティに対する社会的な関心の高まり」や、「市の対策として何が必要か」の2つの質問への結果が、この度の決断の大きな要因となった。
- 主な意見
 - ・「さんかく条例」改正の時にもパートナーシップ制度につながるような文言を入れたかったができなかったのが、今回制度の導入が実現しよかったと思う。
 - ・この制度は、「さんかく条例」が根拠、ベースになっている、ということをごく明瞭に示してほしい。

- ・総社市は条例を作り実施している。全国的には要綱で実施しているところが多いが、その位置づけの違いはどうか。
 - パートナーシップ宣誓制度については、市民の方に権利や義務を課すものではなく、パートナーシップを宣誓されたお二人を応援するという主旨の制度なので、要綱での実施を考えている。
- ・権利を与えることと応援することの違い、強制力がどのように違うのか、など、条例と要綱の違いがわかりにくい。
 - 条例にしたからといって、権利関係に強制力があるものにできるかという点と難しい。ベースは「さんかく条例」と考えていて、制度については、応援の気持ちを示すものとして宣誓書の受領を証明する手続きであることから要綱でと考えている。
- ・今朝の会見で“広島市と連携する”とのことだったが、県内での連携の基盤として連携中枢都市があるのだから、まずは県内の連携から考える方がよいのではないか。
 - 広島市と岡山市が中国地方における政令指定都市で、企業の支社なども両市にあり人の流れが多い。今後連携については広げていく方向で考えていきたいが、まず今回は広島市との連携から考えている。
- ・LGBTの団体からの要望や、どういう考えなのかといったことが当事者だけの問題ではなく、広く市民の問題になってくると考える。結婚について裁判を起こしている方の動向なども注視していく必要がある。
- ・大きな一歩だと思う。応援すると言っているが、今は市営住宅には入れないのでは。
 - 今後、制度の内容の検討と並行して市営住宅への入居等も含めて何ができるのか具体的に考えていきたい。
- ・条例や要綱を作っていないところに転居した場合は返還してもらおうようになり、LGBTの方々にとって制度がある岡山市は住みやすいまちということになる。